



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 907 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施  
(消防保安課)
- 908 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請  
(NPO協働推進課)
- 909 海岸保全区域の変更 (漁港課)
- 910 " ( " )
- 911 " ( " )

## 告 示

和歌山県告示第907号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「危険物取扱者保安講習」という。)を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成18年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 講習の種類  
消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習
- 2 講習の日時及び場所  
講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

会場区分	講習種別	講習日	講習時間	講習場所	
				会場名	所在地
有田第1	1	平成18年9月6日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27
有田第2	2	平成18年9月6日	午後1時30分から	同上	同上
有田第3	3	平成18年9月7日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第1	1	平成18年9月20日	午前9時30分から	県民文化会館小ホール	和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山第2	2	平成18年9月20日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第3	3	平成18年9月21日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第4	1	平成18年9月21日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第5	2	平成18年9月22日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第6	3	平成18年9月22日	午後1時30分から	同上	同上
田辺第1	1	平成18年9月28日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
田辺第2	3	平成18年9月28日	午後1時30分から	同上	同上
新宮第1	1	平成18年9月29日	午前9時30分から	東牟婁総合庁舎大会議室	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
新宮第2	3	平成18年9月29日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する

危険物取扱者を対象とした講習

2 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第

84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(1に該当する危険物施設を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円をはり付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成18年8月16日(水)から同月18日(金)までの間に和歌山県危険物安全協会(県庁消防保安課内)、各振興局総務室又は有田市消防本部において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、受講申請書受付場所に問い合わせること。

和歌山県告示第908号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年8月29日まで縦覧に供する。

平成18年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年6月29日

2 名称

特定非営利活動法人コミュニティネット

3 代表者の氏名

中田實宏

4 主たる事務所の所在地

和歌山市黒田279番4

5 従たる事務所の所在地

和歌山市三葛528-1

6 定款に記載された目的

この法人は、地域社会から全世界市民に向けて双方向に

よる災害救援、環境、情報化社会の発展、経済活動の活性化などについて通信・放送推進に関する事業等を行い、社会の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第909号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、平成4年和歌山県告示第31号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成18年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸印南漁港海岸

2 指定場所

和歌山県日高郡印南町印南地先

3 点の位置

1 北緯33度48分52秒2830 東経135度12分46秒7135の地点

2 北緯33度48分53秒2945 東経135度12分54秒0015の地点

3 北緯33度48分52秒4404 東経135度13分01秒7108の地点

4 北緯33度48分49秒3736 東経135度13分06秒4884の地点

5 北緯33度48分45秒5385 東経135度13分09秒4084の地点

6 北緯33度48分50秒6707 東経135度13分10秒7785の地点

7 北緯33度48分50秒3740 東経135度13分13秒8688の地点

8 北緯33度48分43秒9031 東経135度13分13秒2502の地点

9 北緯33度48分41秒8890 東経135度13分11秒9908の地点

10 北緯33度48分40秒7737 東経135度13分09秒1817の地点

11 北緯33度48分34秒6957 東経135度13分06秒4504の地点

12 北緯33度48分29秒8116 東経135度13分16秒7656の地点

13 北緯33度48分20秒0193 東経135度13分18秒5054の地点

14 北緯33度48分17秒7909 東経135度13分14秒3052の地点

15 北緯33度48分21秒5541 東経135度13分06秒3577の地点

16 北緯33度48分27秒3898 東経135度13分06秒0344の地点

- 17 北緯33度48分34秒2396 東経135度13分01秒5905の地点
- 18 北緯33度48分39秒9842 東経135度13分05秒9851の地点
- 19 北緯33度48分44秒3823 東経135度13分07秒3537の地点
- 20 北緯33度48分47秒9434 東経135度13分04秒6423の地点
- 21 北緯33度48分50秒4166 東経135度13分00秒7894の地点
- 22 北緯33度48分51秒1629 東経135度12分54秒0527の地点
- 23 北緯33度48分50秒3910 東経135度12分48秒4909の地点
- 24 北緯33度48分44秒4406 東経135度12分45秒3826の地点
- 25 北緯33度48分42秒5192 東経135度12分48秒9876の地点
- 26 北緯33度48分32秒9227 東経135度12分42秒3451の地点
- 27 北緯33度48分35秒2443 東経135度12分37秒4409の地点
- 28 北緯33度48分39秒7724 東経135度12分39秒5839の地点
- 29 北緯33度48分41秒8912 東経135度12分42秒7816の地点
- 30 北緯33度48分47秒0754 東経135度12分44秒0518の地点

4 指定区域

1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30の各点を順次結んだ線及び1、30の点を結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第910号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、昭和34年和歌山県告示第25号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成18年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸切目漁港海岸

2 指定場所

和歌山県日高郡印南町西ノ地・島田地先

3 点の位置

- 1 北緯33度48分07秒2140 東経135度13分52秒4791の地点

- 2 北緯33度47分59秒2107 東経135度14分07秒4845の地点
- 3 北緯33度47分59秒8377 東経135度14分09秒0646の地点
- 4 北緯33度47分51秒0746 東経135度14分14秒7459の地点
- 5 北緯33度47分47秒8853 東経135度14分18秒6228の地点
- 6 北緯33度47分33秒8847 東経135度14分20秒8077の地点
- 7 北緯33度47分33秒1349 東経135度14分22秒2132の地点
- 8 北緯33度47分29秒6762 東経135度14分17秒8362の地点
- 9 北緯33度47分26秒1589 東経135度14分11秒0428の地点
- 10 北緯33度47分29秒9373 東経135度14分08秒3852の地点
- 11 北緯33度47分35秒4258 東経135度14分15秒3307の地点
- 12 北緯33度47分45秒8860 東経135度14分12秒5706の地点
- 13 北緯33度47分56秒8012 東経135度14分04秒8923の地点
- 14 北緯33度48分00秒2001 東経135度13分58秒2678の地点
- 15 北緯33度48分02秒9908 東経135度13分50秒6065の地点

4 指定区域

1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15の各点を順次結んだ線及び1、15の点を結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第911号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、昭和38年和歌山県告示第323号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成18年7月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 海岸の名称

和歌山県紀伊水道東沿岸大引漁港海岸大引地区海岸

2 指定場所

和歌山県日高郡由良町大引地先

3 点の位置

基点

- 1 北緯33度58分12秒6917 東経135度04分57秒1058の地点

2 北緯33度58分12秒9110 東経135度04分58秒9032の地点

3 北緯33度58分13秒0467 東経135度05分04秒5270の地点

4 北緯33度58分09秒6060 東経135度05分09秒5532の地点

5 北緯33度58分01秒1888 東経135度05分12秒2659の地点

6 北緯33度58分00秒1322 東経135度05分08秒7378の地点

7 北緯33度58分02秒3420 東経135度05分00秒8727の地点

4 指定区域

1、2、3、4、5、6、7の各点を順次結んだ線及び1、7の点を結んだ線により囲まれた区域